

役員等の報酬及び費用に関する規程

公益財団法人 北海道労働保健管理協会

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第197条において準用する第89条、同第105条、及び第196条、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第18条及び定款第33条の規定に基づき、公益財団法人 北海道労働保健管理協会の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款27条における理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この協会を主たる勤務場所として職員に準じて勤務する会長又は執行理事をいう。
- (3) 評議員等とは、常勤役員以外の役員及び評議員をいう。
- (4) 役員報酬とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、交通費、旅費及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等の報酬は、常勤役員にあつては役員報酬とし、評議員等については、評議員等手当とする。

- 2 役員報酬は、月額とする。
- 3 評議員等手当は、日額とする。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、別に定める退職金を支給することができる。

(報酬の額の決定基準)

第4条 役員報酬は、年度の総額が別表1「役員報酬の年度の総額の上限額」を超えない範囲で、別表2「役員報酬の月額表」及び別表3「役員報酬の役位別上限額表（年額）」に基づき、その役位、職務、資格等を勘案して、会長が理事会の承認を得て評議員会に提出し、評議員会の決議により決定する。

- 2 評議員等手当は、評議員会等会議への出席、その他法令上の権限を行使する等の場合に支給し、その額は1日につき10,000円とする。

(報酬の支給日)

第5条 役員報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、職員給与の支給日に支払うものとする。

- 2 評議員等手当は、支給要件が発生する都度、現金により支給する。

(報酬の支給方法)

第6条 役員報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 役員報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(日割計算)

第7条 月の途中で常勤役員に就任し、又は常勤役員を退任したとき、或いは死亡したときの役員報酬は、日割計算により支給するものとし、当該月の暦日数で月額を除して得た日額の、就任日数相当額とする。

(通勤費)

第8条 常勤役員には、その勤務の実態に応じ通勤費を支給する。

- 2 通勤費の月額は、職員の例に準ずる。

(費用)

第9条 役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、その請求があった日から遅滞なく支払うものとし、又、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年2月1日に遡って施行する。(平成26年2月21日評議員会決議)

別表 1

役員報酬の年度の総額の上限額

15,000,000×対象常勤役員数（3名以上5名以内）

別表 2

役員報酬の月額表

号	報酬月額	月額×12	号	報酬月額	月額×12	号	報酬月額	月額×12
第1号	600,000	7,200,000	第21号	1,000,000	12,000,000	第41号	1,400,000	16,800,000
第2号	620,000	7,440,000	第22号	1,020,000	12,240,000	第42号	1,420,000	17,040,000
第3号	640,000	7,680,000	第23号	1,040,000	12,480,000	第43号	1,440,000	17,280,000
第4号	660,000	7,920,000	第24号	1,060,000	12,720,000	第44号	1,460,000	17,520,000
第5号	680,000	8,160,000	第25号	1,080,000	12,960,000	第45号	1,480,000	17,760,000
第6号	700,000	8,400,000	第26号	1,100,000	13,200,000	第46号	1,500,000	18,000,000
第7号	720,000	8,640,000	第27号	1,120,000	13,440,000	第47号	1,520,000	18,240,000
第8号	740,000	8,880,000	第28号	1,140,000	13,680,000	第48号	1,540,000	18,480,000
第9号	760,000	9,120,000	第29号	1,160,000	13,920,000	第49号	1,560,000	18,720,000
第10号	780,000	9,360,000	第30号	1,180,000	14,160,000	第50号	1,580,000	18,960,000
第11号	800,000	9,600,000	第31号	1,200,000	14,400,000	第51号	1,600,000	19,200,000
第12号	820,000	9,840,000	第32号	1,220,000	14,640,000			
第13号	840,000	10,080,000	第33号	1,240,000	14,880,000			
第14号	860,000	10,320,000	第34号	1,260,000	15,120,000			
第15号	880,000	10,560,000	第35号	1,280,000	15,360,000			
第16号	900,000	10,800,000	第36号	1,300,000	15,600,000			
第17号	920,000	11,040,000	第37号	1,320,000	15,840,000			
第18号	940,000	11,280,000	第38号	1,340,000	16,080,000			
第19号	960,000	11,520,000	第39号	1,360,000	16,320,000			
第20号	980,000	11,760,000	第40号	1,380,000	16,560,000			

別表 3

役員報酬の役位別上限額表（年額）

役位	医師の場合	医師以外の場合
会長	19,200,000円(第51号) 100%	16,320,000円(第39号) 85%
副会長	18,240,000円(第47号) 95%	15,360,000円(第35号) 80%
専務理事	17,280,000円(第43号) 90%	14,400,000円(第31号) 75%
常務理事	15,360,000円(第35号) 80%	12,960,000円(第25号) 68%